

全ト協発第363号(企)

令和2年10月30日

各都道府県トラック協会

会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本克己



令和2年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（協力依頼）

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長より、別添のとおり、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があり、また、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念されていることから、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、昨年度から11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行うこととしており、本取組への周知に関する協力依頼がありました。

つきましては、貴協会の傘下会員事業者に対する周知のほどよろしくお願い申し上げます。

基発 1014 第 6 号
雇均発 1014 第 1 号
公取企第 80 号
20201012 中庁第 3 号
令和 2 年 10 月 14 日

業所管省庁担当部局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
(公印省略)

中小企業庁長官
(公印省略)

令和 2 年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について (御依頼)

平素より、労働・中小企業関係施策に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (平成 30 年法律第 71 号) による改正後の労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が平成 31 年 4 月から順次施行される中、大企業・親事業者 (以下「大企業等」という。) による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念されるところです。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防

止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために昨年6月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組を推進しているところです。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ寄せ」防止に向けた各種施策を講じることとしているほか、業所管省庁に対して、所管業界団体への指導、周知啓発等の積極的な関与について働きかけを行うこととしています。

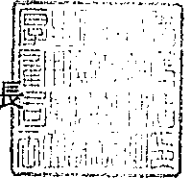
また、11月を「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、厚生労働省が実施する「過重労働解消キャンペーン」及び公正取引委員会・中小企業庁が実施する「下請取引適正化推進月間」の各種取組と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的・効果的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、貴殿におかれましても、これらの状況を御理解いただき、別途送付する「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」の周知用リーフレットを所管業界団体へ送付していただくほか、経営トップに対する「しわ寄せ」防止に向けた直接要請、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」等による「しわ寄せ」防止に向けた行政指導の活性化等、大企業等の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた積極的な対応をお願いいたします。

なお、本取組の状況については、内閣官房副長官の総覧の下に開催される「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」において、報告を行う予定ですので、あらかじめご承知おき願います。

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長



令和2年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（御依頼）

厚生労働行政の運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が平成31年4月から順次施行される中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念されるところです。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために昨年6月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組を推進しているところです。

総合対策では、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会が連携し、「しわ寄せ」防止に向けた各種施策を講じることとしており、特に、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、厚生労働省が実施する「過重労働解消キャンペーン」、公正取引委員会及び中小企業庁が実施する「下請取引適正化推進月間」の各種取組と連携を図りながら、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨を御理解いただき、別途お送りするポスター・リーフレットを掲示・配布していただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌やホームページ等により傘下企業等への周知に御協力のほどお願いします。

なお、リーフレット等は、「しわ寄せ」防止特設サイト（※）に掲載していますので、併せて御活用ください。

（※）「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

（担当）

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

働き方・休み方改善係（03-5253-1111（内線7915））

大川（ookawa-tomoe@mhlw.go.jp）

(別添)

(文例)



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、昨年度から11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。〇〇労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



(しわ寄せ防止特設サイト)